平成２１年（フ）第４３０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路171番地３
債務者　吉田ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２５号
福島県河沼郡会津坂下町大字金上字東村121番地
債務者　渡部　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
福島県大沼郡会津美里町字高田前川原3499番地７
債務者　長谷川紀夫三
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原１番地の84、前住所福島県会津若松市御旗町８番18号　県営住宅５棟４号
債務者　真壁加代子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
愛知県一宮市篭屋２丁目５番１号
債務者　荒木　祐二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８１号
愛知県一宮市篭屋２丁目５番１号
債務者　荒木　智子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８５号
愛知県一宮市三条字西蛭子37番地１　グリーンヒルズ205号
債務者　鈴木　章文
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３００号
愛知県稲沢市小池３丁目２番９号　ライベックス小池Ｂ―12
債務者　磯村　嘉宏
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４７３号
大阪府東大阪市長堂１丁目７番11号　Ｒマンション２―Ａ号
債務者　吉本　美樹（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２６１号
大阪府枚方市東香里新町11番１―204号
債務者　安藤　君子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２７４号
大阪府豊中市穂積１丁目３番１―302号
債務者　清水　忠則
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９６号
大阪府茨木市大池１丁目12番１―614号
債務者　丸山　隆司
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５７９号
大阪府東大阪市上六万寺町12番52号　浜田方
債務者　狭霧こと　吉田　彰子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７２３号
大阪市鶴見区横堤１丁目10番３号
債務者　森　　厚子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８８号
大阪府大東市曙町６番512号
債務者　杉本　賢滋
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目６番９号
債務者　西元　愛行
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７３号
大阪府豊中市春日町１丁目７番11号
債務者　向埜　和夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１２２号
大阪府枚方市田口４丁目25番３―601号
債務者　長田　賢嗣
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部